

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）結果

1 調査概要

- (1) 調査の目的 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握することを目的とする。
- (2) 実施期間 令和元年11月8日から令和元年12月27日まで
- (3) 調査内容 調査対象工事に直接従事する労働者に対する平成31年4月～令和元年10月のいずれかの月での支払賃金
- (4) 調査対象工事 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事で平成31年4月1日から令和元年10月31日までの間に1日以上施工期間が含まれるもの
- (5) 支払賃金等 調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金
- (6) 調査方法 調査対象工事の受注者に対し、調査票（旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領様式第1号）提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用し、調査票に未記入等がない回答を集計。また、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者を訪問し、提出された調査票の内容の確認及び聞き取り調査
- なお、調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出
- (7) 集計件数 元請事業者138社（うち未回答18社、対象労働者なし42社）下請事業者157社（元請事業者から調査

を依頼し、回答を得た数)

提出があった277社のうち対象労働者がいない業者46社、調査票に未記入等があった業者26社を除く、205社、対象労働者数888人の集計結果となった。

2 調査結果概要

(1) 労働者の平均賃金は、対象労働者全体で13,717円/日である。

また、全ての職種において時給換算で1,100円以上の状況にあり、最も低かった職種でも、最低賃金法で定める最低賃金（令和元年10月3日発効、北海道の地域別最低賃金、時間額861円）以上が確保されている。

※月給制の労働者で、調査票回答の対象とした月の所定内労働日数の関係で、集計上低くなっている者がいるが、厚生労働省が定める年間の労働日数で算出すると最低賃金は確保されている。

※以下、本報告では特に断らない限り「賃金」は日額（8時間当たり）をいう。

(2) 最低賃金と最高賃金（別表1）

回答のあった28職種のうち、17職種で最高賃金は最低賃金の2倍以上となっている。

主な職種では、特殊作業員が5.4倍、普通作業員が5.0倍、運転手（特殊）が5.2倍となっている。

(3) 年齢、経験年数による賃金の関係

ア 年齢と賃金の関係（別表2）

平均賃金で比較すると10代から20代及び70代以上で賃金が低く、40代から50代で賃金が高い傾向が見られる。

イ 経験年数と賃金の関係（別表3）

平均賃金で比較すると、経験年数10年を超える労働者に、高い賃金が支払われる傾向が見られる。

(4) 就業・賃金形態と賃金の関係

ア 就業形態別（別表4）

常雇と日雇で、比較できた9職種中、運転手（特殊）、板金工及び交通誘導員Aの平均賃金は日雇が上回ったが、それ以外の特殊作業員、普通作業員、軽作業員、鉄筋工、塗装工及び交通誘導員Bの6職種は、常雇労働者への支払賃金が上回っている傾向が見受けられた。

イ 賃金形態別（別表5）

月給制と日給制で、比較できた21職種中、普通作業員、運転手（一般）等の12職種で月給制平均賃金が日給制平均賃金を上回っており、軽作業員、とび工等の9職種で日給制平均賃金が月給制平均賃金を上回っていた。

(5) 元請、下請の賃金の関係（別表6）

元請と下請（2次以降を含む）で、比較できた10職種において、平均賃金で元請が上回っていたのは普通作業員、軽作業員、運転手（一般）及び配管工の4職種であった。特殊作業員、造園工、電工、運転手（特殊）、土木一般世話役及び大工の6職種は、下請が上回っていた。

また、比較できた10職種において、平均賃金で元請と下請の差が一番大きかった職種は、運転手（一般）で元請が下請を4,461円上回っていた。

(6) 設計労務単価との関係（別表7）

今回調査した実態賃金の全体水準を計るため、公共工事設計労務単価（国が実施する公共事業労務費調査を基に定めたもの）と比較した。

今回調査した対象労働者全体の加重平均賃金は13,717円/日で

あり、北海道の公共工事設計労務単価が設定されている職種の内、今回提出のあった27職種の設計労務単価の加重平均額19,109円/日の約7割となっている。

また、27職種中、特殊作業員72%、普通作業員77%、電工92%、運転手（特殊）84%等、10職種で平均賃金が公共工事設計労務単価の7割以上となっている。

(7) その他

ア 外国人労働者の状況（別表8）

外国人労働者は、普通作業員など5職種で従事していた。

イ 社会保険等の加入状況と週休2日制度取組状況（別表9）

健康保険、厚生年金保険、雇用保険とも未加入事業者はいなかった。

週休2日制度については、回答があった事業者のうち約25%が取組実施済、約54%が検討中という結果であった。

(8) 聞き取り調査

ア 対象事業者 調査表提出事業者（元請、下請の別なし）

イ 実施時期 令和2年1月15日、16日、23日、27日、28日、30日

ウ 調査事業者数 23社

エ 調査内容 提出された調査票の内容確認（賃金台帳等との照合）及び労働者賃金等の動向

オ 調査結果 手当等の記載漏れが一部あったが、概ね調査票のとおりであった。また、労働者賃金等の動向についての主な意見等は別紙1のとおり